

東北公益文科大学インスティテューショナル・リサーチ（IR）の運営に関する内規 （学長裁定）

（目的）

第1条 東北公益文科大学（以下「本学」という。）の教育・研究・社会貢献の目標設定や戦略の立案等、学長の意思決定を支援することを目的として、大学戦略推進室にインスティテューショナル・リサーチ（IR）担当（以下「IR担当」という。）を配置し、そのデータの収集・管理・提供のために必要な事項を定める。

（業務）

第2条 大学戦略推進室及びIR担当は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報の提供及び分析を通じた計画策定の促進及び支援
- (2) 情報の提供による意思決定の支援
- (3) 高等教育政策の分析、情報の提供及び政策関連テーマの提供
- (4) 自己点検評価プロセス等に必要情報の提供
- (5) 学生意向調査、エンロールメント・マネジメント研究等の支援
- (6) データベースを利用したデータ収集及び検証並びに該当データベースの整備
- (7) 各種学内データ及び情報の普及活動並びにデータ分析報告の支援
- (8) その他、第1条の目的に必要な支援

（学内のデータ収集）

第3条 大学戦略推進室及びIR担当によるデータの集積は、学長がその体制を整備し、学長の指示に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定により、大学戦略推進室及びIR担当は、第2条に掲げる業務の必要に応じて、学部、研究科及び事務局（学部及び研究科以外の組織を含む。）（以下「学部等」という。）にデータの提供を依頼することができる。

（データの管理）

第4条 大学戦略推進室及びIR担当は、収集したデータの管理に当たっては、学校法人東北公益文科大学個人情報保護規程その他関連する規程等を遵守しなければならない。

（データの利用の制限）

第5条 収集したデータは、第2条に掲げる業務以外に用いてはならない。この利用の場合、学校法人東北公益文科大学個人情報保護規程上の教育・研究・社会貢献に供する目的での使用とみなす。

(学部等の運営への支援)

第6条 大学戦略推進室及びIR担当は、学部等から、その運営に資するためのデータの提供要請、またはIRの運用に関する提案等があった場合には、学長の指示を受け、これに対応するものとする。

(その他)

第7条 本内規に記載のない事項についての対応は、大学戦略会議において定めるものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。